

◇番号	201611									
◇研究機関名	国立高等専門学校機構長野工業高等専門学校									
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】 全国立高等専門学校 51 校が自主的な内部監査として高専同士が相互で監査を行う平成 26 年度高専相互会計内部監査（調査対象期間：平成 25 年度）において発覚した。</p> <p>【調査に至った経緯等】 内部監査にて「品名替え」が行われていたことが判明したことを受け、長野高専において予備調査委員会を設置し、その後、機構に調査委員会を設置した。</p>									
◇調査	<p>【調査体制】 調査委員会（理事・事務局長・財務課長・校長・外部委員 2 名）を設置して調査を実施。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査期間 平成 27 年 1 月 27 日～平成 28 年 3 月 30 日 ・調査対象 （対象者） 長野高専の全教職員及び全取引業者 （対象経費） 全予算の物件費 （対象年度） 平成 20 年度～平成 26 年度 ・調査方法 長野高専保存の会計書類及び当該取引業者提供の伝票類確認並びに関係教職員に対する事情聴取 									
◇調査結果	<p>【不正の種別】 品名替え</p> <p>【不正の具体的な内容】</p> <p>○動機、背景 当該研究者が、新規採用当時の物品発注における事務担当者による用途や必要性等の確認を精神的負担と感じていたこと、品名替えを事務処理手法の一つと思い不適正な行為との認識がなかったことから、本行為に及んだ。</p> <p>○手法 当該研究者は、店頭購入として当該取引業者から渡された物品及び書類を検収担当の事務職員に報告・確認依頼を行ったが、実際は当該取引業者に虚偽の書類作成を行わせ、物品については既に納品済みである物品の反復使用を行って事務担当者に検収の依頼を行っていた。</p> <p>○不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種別</th> <th>不正に支出された研究費の額</th> <th>不正に関与した研究者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>科学研究費補助金</td> <td>12,100 円</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,100 円</td> <td>1 人（実人数※）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※公的研究費に係る不正に関与した実人数</p> <p>（私的流用の有無） 私的流用は行われていないが、高専機構の会計ルールに抵触する不適切な会計処理が行われた。</p> <p>【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】 長野高専の支払関係書類と当該取引業者の売上帳を照合した結果、店頭受領を</p>	資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数	科学研究費補助金	12,100 円	1 人	計	12,100 円	1 人（実人数※）
資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数								
科学研究費補助金	12,100 円	1 人								
計	12,100 円	1 人（実人数※）								

	行った物品の検収において、既に納入済みの物品を反復使用したことを確認し、品名替えが行われた事実を認定した。
◇不正の発生要因と再発防止策	<p>【発生要因】</p> <p>立替払いは緊急時に限られているにもかかわらず、利便性の高さから日常的に利用されており、教員と取引業者の間で不適切な取引について相談できる環境であった。また、立替払いの際に必要な契約事務担当者による事前確認も行われていなかった。加えて、会計ルールの認識不足により納品検収の一部が実施されていないこと、教職員間のコミュニケーションが不足していたことも要因であると判断した。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>不適切な経理処理の再発を防止するため、以下の取り組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立替払（店頭受領を含む）は禁止し、真に必要な場合については、事務担当者が発注の上、十分な検収を行い、内部牽制を担保した運用とする。 ・会計ルールの遵守、コンプライアンス意識の向上、使用ルールの徹底のための研修会を毎年度開催し、周知徹底を図る。また、全てにおいて、理解度の確認も行う。 ・教職員間にて状況を共有するためのコミュニケーション強化 ・納品検収センターとしての専任化、検収ルールの明確化かつ専任者の増員等の検収体制の強化を図る。 ・計画的な予算執行を促すとともに、事務担当者が常時執行状況の把握を行う。
◇その他（研究機関が行った措置）	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の処分 研究者に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則に基づき停職（一ヶ月）とした。 ・公表 平成 29 年 6 月 30 日（金） 高専機構ホームページに調査結果を公表